

(設置)

第1条 甲斐市の将来を担う人材育成を目指し、特色ある教育の推進を図るため、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく甲斐市における教育振興基本計画として策定する創甲斐教育推進大綱(以下「推進大綱」という。)について調査審議するため、甲斐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議(以下「策定会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 推進大綱策定のための基本的事項
- (2) 推進大綱の計画案
- (3) その他推進大綱策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 自治会連合会役員代表者
- (2) 社会教育委員代表者
- (3) 民生委員・児童委員代表者
- (4) スポーツ推進委員代表者
- (5) 青少年育成関係団体代表者
- (6) 学校長代表者
- (7) 市PTA連絡協議会代表者
- (8) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了するまでの間とする。

2 前条の規定による委員のうち、役職により委嘱された者の任期は、その職に在職する期間中とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 計画の策定に必要な基本的事項を調査研究するとともに、事業の推進体制の整備を図るため、策定会議に関係部署の職員等で構成する推進大綱プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

2 プロジェクトチームの委員長は、教育部長とする。

3 プロジェクトチームは、委員長が指名する委員で構成する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

5 プロジェクトチームの会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「策定会議」とあるのは「プロジェクトチーム」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行規則)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置要綱を廃止する訓令(令和4年甲斐市教育委員会訓令第1号)により廃止された甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置要綱(平成21年甲斐市教育委員会訓令第1

号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。